

厚生労働省岐阜労働局 発表
平成21年11月16日

担 当	岐阜労働局 労働基準部 賃金室
	室長 布施 忠徳
	賃金指導官 大谷 徹 電話 058 - 245 - 8104

特定（産業別）最低賃金の改正決定について

— 本年12月17日から引上げ —

岐阜労働局（局長：矢部憲一）は、岐阜地方最低賃金審議会（会長：川島和男弁護士）の答申を受け、本日、3業種（下表）の労働者（約4万6千人）に適用される特定（産業別）最低賃金の改正決定を行い、官報に公示した。

改正内容は、3業種の時間額を2円から3円引上げるものであり、効力の発生日はいずれも本年12月17日である。

改正決定の具体的内容は、次のとおりである。

業 種		改定後 時間額	引上額・率	改訂前 時間額
電 気	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	770円	3円 (0.4%)	767円
自動車	自動車・同附属品製造業	809円	2円 (0.3%)	807円
航空機	航空機・同附属品製造業	860円	3円 (0.4%)	857円

岐阜県内において設定されている特定（産業別）最低賃金（5業種）のうち、「陶磁器・同関連製品、耐火物製造業」及び「紡績業」については、関係労使から改正の申出が行われなかったため、本年は改正審議を行っていない。

なお、岐阜県内のすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」は、「現行どおりとする」という本年7月31日の同審議会答申に基づき、昨年10月19日から発効している時間額696円のまま据え置いている。

最低賃金の対象となる賃金は、通常の所定内賃金に限られ、

- (1) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間後地に支払われる賃金
- (2) 時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金
- (3) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

は、算入しないこととなっている。

1 最低賃金額の推移

	平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
岐阜県最低賃金	658 0.77	663 0.76	668 0.75	668 0.00	668 0.00	669 0.15	671 0.30	675 0.60	685 1.48	696 1.61	696 0.00
陶磁器	※ 「陶磁器」は、平成11年以降、労使からの改正申出がなく、平成10年12月25日発効の時間額714円、日額5,708円が適用されている。										
紡績	677 0.89	682 0.74	687 0.73	688 0.15	688 0.00	688 0.00	690 0.29	694 0.58	700 0.86	労使からの 改正申出なし	
電気	724 0.98	730 0.83	735 0.68	736 0.14	737 0.14	738 0.14	742 0.54	747 0.67	758 1.47	767 1.19	770 0.39
自動車	759 0.93	765 0.79	771 0.78	772 0.13	773 0.13	775 0.26	779 0.52	785 0.77	796 1.40	807 1.38	809 0.25
航空機	819 0.74	825 0.73	830 0.61	831 0.12	831 0.00	832 0.12	835 0.36	840 0.60	849 1.06	857 0.94	860 0.35

注1：上段は時間額（円）、下段は引上率（%）。 注2：最低賃金額は時間額のみ記載し、失効した日額は省略した。

2 適用労働者数

- (1) 「電気」：2万0,400人、 (2) 「自動車」：1万8,200人、 (3) 「航空機」：7,000人
(4) 「陶磁器」：1万0,500人、 (5) 「紡績」：800人 産業別計：5万6,900人
(※) 「岐阜県最低賃金」：72万2,600人（産業別適用労働者数を除く。）

3 答申日

- (1) 「電気」：10月15日、 (2) 「自動車」：10月14日、 (3) 「航空機」：10月15日